

令和5年第1回（3月）

川口市議会定例会

一般議案

（議案第28号～議案第43号）

令和5年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 28号	川口市行政組織条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 29号	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例及び川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例……	2
議案第 30号	川口市職員定数条例の一部を改正する条例……………	4
議案第 31号	川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例……………	5
議案第 32号	こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………	7
議案第 33号	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例……	9
議案第 34号	川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	10
議案第 35号	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	11
議案第 36号	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	12
議案第 37号	川口市特定不妊治療実施医療機関指定審査会条例を廃止する条例……………	13
議案第 38号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……………	14
議案第 39号	川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 40号	包括外部監査契約の締結について……………	16
議案第 41号	市道路線の認定について（神根第316-3号線）……………	17
議案第 42号	市道路線の廃止について（新郷第361号線）……………	18
議案第 43号	川口市副市長の選任同意について……………	19

議案第 28号

川口市行政組織条例の一部を改正する条例

川口市行政組織条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条市民生活部の事務分掌中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 文化行政に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 29号

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例及び川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例

(川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第1条 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成12年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護条例」という。）」の次に「並びに川口市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第53号）」を加える。

第12条を第13条とし、第4条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 審議会は、議長の諮問に応じて、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項について調査審議する。

2 審議会は、川口市議会の個人情報の保護に関する条例第50条第2項の規定により議長が審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。

(川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部改正)

第2条 川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成12年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条及び」を「第17条第1項並びに」に改め、「同条第1項」の次に「及び川口市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第53号）第45条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 公開条例第2条第1号に規定する実施機関
- (2) 川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）第2条第2項に規定する実施機関
- (3) 議長

2 この条例において「公文書」とは、公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報
- (2) 川口市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号アに規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報

第7条第1項前段を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 30号

川口市職員定数条例の一部を改正する条例

川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2, 569人」を「2, 596人」に改め、同項第6号中「8人」を「9人」に改め、同項第8号中「601人」を「606人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 31号

川口市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 法第23条第1項第3号に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部改正)

2 川口市立アートギャラリー設置及び管理条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条、第6条第4号、第7条第2項、第8条ただし書、第9条第2項及び第11条第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会が」を「市長が」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第20条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(川口市文化芸術審議会条例の一部改正)

3 川口市文化芸術審議会条例（平成29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育局」を「市民生活部」に改める。

(川口市文化芸術審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の川口市文化芸術審議会条例第4条の規定により教育委員会が委嘱した川口市文化芸術審議会の委員（以下この項において「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の川口市文化芸術審議会条例第4条の規定により川口市文化芸術審議会の委員として市長に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 32号

こども家庭庁設置法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川口市税条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- (1) 川口市税条例（昭和29年条例第11号）第93条の2第2項
 - (2) 川口市障害者生活介護施設設置及び管理条例（平成23年条例第95号）第12条第2項
 - (3) 川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例（平成23年条例第96号）第12条第2項
 - (4) 川口市障害者短期入所施設設置及び管理条例（平成27年条例第54号）第10条第2項
 - (5) 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第63号）第2条第2項第11号及び第12号、第5条第1項、第44条第1項及び第2項、第50条第1項第4号、第55条第2項、第56条、第79条第1項第2号ア、第83条第4項、第104条第4項、第113条第3項、第127条第4項、第139条第5項、第140条、第156条、第169条の2（見出しを含む。）、第196条、第196条の11、第207条、第208条第2項、第210条並びに附則第2項
 - (6) 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第64号）第2条第2項第12号、第4条第1項第1号ア（イ）及び（ウ）並びに第6号ア（ア）ただし書、第6条第2項、第22条第3項第3号イ及び第4項並びに第42条
 - (7) 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第65号）第12条第1項第5号、第39条第1項第3号ア、第72条の2（見出しを含む。）、第90条第2項及び附則第3項
 - (8) 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第66号）第11条第1項第2号ア（イ）及び（ウ）並びに第7号ア（ア）ただし書、第12条第2項並びに第35条
- (川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例の一部改正)

第2条 川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（川口市社会福祉審議会条例の一部改正）

第3条 川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 33号

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号ア中「700円」を「730円」に改め、同号イ及びウ中「300円」を「340円」に改める。

第22条第1号中「ふぐ取扱施設認定申請手数料」を「ふぐ処理施設認定申請手数料」に改め、同条第2号及び第3号中「ふぐ取扱施設認定書」を「ふぐ処理施設認定書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市保健衛生関係事務手数料条例第14条第2号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 34号

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を
改正する条例

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例（平成30年
条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設
」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 35号

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 36号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第22条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 37号

川口市特定不妊治療実施医療機関指定審査会条例を廃止する条例

川口市特定不妊治療実施医療機関指定審査会条例（平成29年条例第53号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例
第9号）の一部を次のように改正する。

別表特定不妊治療実施医療機関指定審査会の項を削る。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 38号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中第48号を第49号とし、第16号から第47号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の特例認定申請手数料 同 27,000円

第6条第1号ウ中「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」を「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に改め、同条第2号中「係る法第54条第2項」を「係る同項」に改める。

第7条第1項第4号中「係る法第35条第2項」を「係る同項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号ウ及び第2号の改正規定並びに第7条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 39号

川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第4号オ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第15条第3項中「同項」を「第1項」に改める。

第17条第2項第3号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第44条第1項中「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令」を「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 40号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日
- 3 契約の金額 15,280,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 埼玉県さいたま市浦和区元町3丁目20番1号
公認会計士 久保直生

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 41号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
神 根 第316-3号線	大字木曾呂字北808番26地先	大字木曾呂字北808番41地先		5.0	132.7

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 42号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
新 郷 第361号線	大字東本郷字峯岸1214番地先	大字東本郷字峯岸1213番地先		2.7	20.5

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 43号

川口市副市長の選任同意について

川口市副市長に次の者を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により同意を求める。

記

清水 竹 敏 昭和34年1月29日生 川口市西川口3丁目20番22-701号 グラン・ブルー西川口

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 清水 竹 敏
生年月日 昭和34年1月29日
現住所 川口市西川口3丁目20番22-701号 グラン・ブルー西川口

平成23年 4月 企画財政部次長兼財政課長
平成25年 4月 経済部理事兼公営競技事務所長
平成26年 4月 秘書広報理事
平成26年 7月 市長室長
平成31年 4月 川口市副市長